

## 揺らぐ「内鮮一体」像 —日中戦争と朝鮮植民地支配—

三ツ井崇

### はじめに

日中戦争と朝鮮というテーマを掲げたとき、真っ先に思い浮かぶのは、朝鮮人の戦争動員とそれを実現するための「皇民化」政策についてであろう。宮田節子による先駆的な研究（宮田，1985）をはじめ、崔由利、庵溢由香らによって、イデオロギーおよび政策次元における朝鮮人の動員システムの形成に関する実証的な研究が進んでいる（崔由利, 1997；안자코 유카, 2006）。崔、庵溢の研究はおもに上からの動員システム形成について取り扱ったものであるが、近年、政治史・社会史・思想史などの分野で、朝鮮人の「親日（または対日協力）」行為を含む朝鮮人の態度をどう意味づけるかという問題意識から、支配者側と被支配者側の相互関係に注目し、その関係性に統治メカニズムを見出そうとする研究もある。とりわけ、政治史・社会史の方面では並木真人が朝鮮人の対日協力が生ずるメカニズム（植民地コーポラティズム）を描き出し（並木, 1997；同, 2006），支配者側と被支配者側とのバーゲニングの展開様相に「植民地公共性」の成立をみてとった（並木, 2006）。さらに、並木は徴兵制の実施と参政権の付与が実現した段階で「植民地公共性」が成立すると同時に、自己溶解していったと指摘する一方、しかし、上からの暴力をともなって形成された協力メカニズムの基盤は決して盤石ではなかったことも同時に指摘した（同）。思想史の領域における研究成果も多いが、洪宗郁（2011）が朝鮮社会主義者の戦時期における「転向」の問題を、知識人における「東亜共同体論」構想における「朝鮮民族」維持への期待および統制経済政策に対する社会主义実現の可能性の認識といった観点から、再度とらえなおしている。その他、ここでは一つ一つ列挙することは避けるが、「内地」への戦時労働動員体制、慰安婦問題等でも多くの研究成果が出ていることを考慮するなら、日中戦争期以降の朝鮮にかかる研究は、その論点が多様化したといわねばならない。

本稿では、こうした研究成果を踏まえつつ、与えられたキーワードである「日中戦争と朝鮮」について、「内鮮一体」イデオロギーの内実という観点から探ってみたい。これと関連して、すでに崔由利が「内鮮一体」イデオロギーの形成を南次郎総督就任以前の宇垣一成総督時代からの連續性のなかでとらえている点は興味深い。しかし、それゆえ日中戦争による時局の変化という問題が後景に退いてしまっている感がなくはない。事実、宮田

節子より以後の研究では、日中戦争への視点が希薄な傾向がある。

さて、「内鮮一体」への動員が朝鮮人に必ずしも平等をもたらすものではなかったことは、すでに宮田節子によって先駆的に示されている（宮田、1985）。しかし、「同化」と差別の並存は日中戦争以前からいえることであった。だとすれば、支配者側はなぜ「内鮮一体」を喧伝せねばならなくなつたのか。本稿では、まず日中戦争との関連という点において、朝鮮総督府時局対策調査会（1938年9月）での議論、志願兵制・徴兵制導入をめぐる朝鮮軍サイドでの認識から、統治者側の「内鮮一体」観についてまずは注目したい。

もっとも、近年の研究傾向も踏まえ、朝鮮知識人の側の対応という問題、あるいは支配者側と被支配者側の相互関係という問題と接続すべく、論点が拡散しない限りにおいて、朝鮮知識人の「内鮮一体」観についても触れてみたい。

## I 朝鮮総督府時局対策調査会における「内鮮一体」論議

### 1) 調査会設置の経緯

まずは、1938年9月6～9日に開催された朝鮮総督府時局対策調査会（以下、調査会）の会議録の内容からそこで展開された「内鮮一体」をめぐる議論について検討する。調査会は総督の諮問機関として設置されたが、まずは、設置にいたるまでの経緯について「朝鮮総督府時局対策調査会成立マデノ準備事務概要」（朝鮮総督府、1938a, pp. 54-55）を基に簡単に追っておこう。最初に調査会で審議すべき基礎案の作成と開催準備のため、1938年2月8日付で大野縁一郎政務総監を委員長とする時局対策準備委員会が設置された。この準備委員会では具体的調査事項につき調査がおこなわれ、同年6月下旬までに基礎案の作成が終了する。この後7月にかけて総督府各局代表および官房幹事にて構成される小幹事会において、基礎案に対する調査、審議がおこなわれ、8月19日の最後の準備委員会で調査会での議事、諮問事項、分科会構成などに関して最終決定がおこなわれている。8月26日付で「朝鮮総督府時局対策調査会官制」（勅令第601号）が公布され、「総督府ノ希望スル通内、鮮、満、支各方面ノ権威者ヲ」委員として選定、発令した<sup>1)</sup>。

準備委員会の設置に際し、その目的が「1. 時局の恒久化に伴ひ、内鮮一体の主旨の下に、半島における物心両面の体制強化策を確立すること」、「2. 朝鮮が日本の大陸的足場として重要性を加重するに至つたことの深き自覚の下に、対外的精神的に発展する方策を考究すること」と表明された（『京城日報』1938年2月10日付）。「時局の恒久化」とあるのは、同年1月の第一次近衛声明に表される中華民国政府との和平交渉の決裂を意味していると考えてよいだろう。また、この後、4月に国家総動員法が公布され、翌月に朝鮮に施行さ

1) 「朝鮮総督府時局対策調査会成立マデノ準備事務概要」では官制公布を8月27日としているが、『朝鮮総督府官報』（1938年8月31日付）では8月26日であるので、こちらに従つた。

れたほか、7月には国民精神総動員朝鮮聯盟が結成されるなどの動きがあることにも注意したい。つまり、調査会は朝鮮が総動員体制に編入されていく過程で開かれた会議であることを、まずは確認しておくことができる。

調査会の会議録その他の資料は、戦時期を対象とする研究のなかではしばしば引用されるが、この会議そのものの詳細に関する研究は、管見の限りでは見当たらない。川北昭夫（1996）は、朝鮮産業経済調査会（1936年）の延長線上でこの会議をとらえており、この会議の産業関連の諮問事項とその会議内容にのみ言及しており、また、イ・スンヨル（2001）もこの会議を産業政策の一環として位置づけているが、後にみるように、調査会で議論されている議論されている内容は多様で、産業政策とのみとらえることは十分とはいえない。本調査会会議では18項目の諮問事項を3分科体制で議論している（【表1】）。出席者は「内、鮮、満、支各方面ノ権威者」とあったが、実際には朝鮮、満洲国、「内地」関係者が主だったとの印象が強い。以下では、このうち「内鮮一体」にかかる議論を総会および第一分科会（【表2】）のなかから確認し、具体的に何が争点となったかを確認してみたい。

【表1】朝鮮総督府時局対策調査会における諮問事項と分科体制

項目番号	諮問事項	分科
第一	内鮮一体ノ強化徹底ニ関スル件	第一
第二	北鮮ノ特殊性ニ対応スル方策ニ関スル件	第三
第三	朝鮮、満洲、北支間ノ社会的聯携促進ニ関スル件	第一
第四	在支朝鮮人ノ保護指導ニ関スル件	第一
第五	北支、中支ノ經濟開発ト朝鮮ノ經濟開発ノ聯携ニ関スル件	第二
第六	海運ノ整備ニ関スル件	第三
第七	通信機関（ラヂオヲ含ム）ノ整備ニ関スル件	第三
第八	航空施設ノ整備ニ関スル件	第三
第九	海外貿易ノ振興ニ関スル件	第二
第十	半島民衆ノ体位ノ向上及生活ノ刷新ニ関スル件	第一
第十一	農山漁村振興運動ノ拡充強化ニ関スル件	第一
第十二	社会施設ノ拡充ニ関スル件	第一
第十三	労務ノ調整及失業ノ防止・救済ニ関スル件	第一
第十四	軍需工業ノ拡充ニ関スル件	第二
第十五	地下資源ノ積極的開発ニ関スル件	第二
第十六	米ノ増産ニ関スル件	第二
第十七	陸上交通機関ノ整備ニ関スル件	第三
第十八	畜産ノ積極的奨励ニ関スル件	第二

【出典】

朝鮮総督府（1938d, pp. 1-3, 55-56, 197-198, 379-380）より作成。

【表2】第一分科会の委員

氏名	肩書	備考
尹徳栄	中枢院顧問	子爵
速水滉	京城帝国大学総長	
萩原彦三	拓務次官	第二・第三分科兼務
二宮治重	鮮満拓殖株式会社総裁	陸軍中将
二宮晋一	朝鮮憲兵隊司令官	陸軍少将
朴重陽	中枢院参議	
李基燦	中枢院参議	
李升雨	中枢院参議	
大竹十郎	朝鮮総督府内務局長	
片倉衷	関東軍参謀	陸軍歩兵中佐, 第二・第三分科兼務
韓圭復	中枢院参議	
多田栄吉	国境毎日新聞社長	第二分科兼務
田口弼一	貴族院議員 京城日報社長	
山澤和三郎	朝鮮総督府審議室首席事務官	
松永貞一	鎮海要港部参謀長	第三分科兼務
松沢龍雄	朝鮮総督府外務部長	第二分科兼務
崔麟	毎日新報社長	
北野憲造	朝鮮軍参謀長	陸軍少将, 第二・第三分科兼務
三橋孝一郎	朝鮮総督府警務局長	第三分科兼務
宮本充	朝鮮総督府法務局長	
塩原時三郎	朝鮮総督府学務局長	
下村宏	貴族院議員	
山崎巖	厚生省社会局長	広瀬久忠(厚生次官)代理
関屋貞三郎	貴族院議員	
広瀬豊作	大蔵省預金部資金局長	石渡莊太郎(大蔵次官)代理, 第二・第三分科との兼務
竹内徳治	対満事務局事務官	原邦道(対満事務局次長)代理, 第三分科との兼務
林繁藏	朝鮮農会長 朝鮮殖産銀行頭取	第二分科との兼務
土師盛貞	朝鮮放送協会長	第三分科との兼務
穂積真六郎	朝鮮総督府殖産局長	第二分科との兼務

朴栄喆	中枢院参議 朝鮮商業銀行頭取	第二分科との兼務
大河内正敏	理化学研究所長	第二分科との兼務
大蔵公望	南満州鉄道株式会社副総裁	第二・第三分科との兼務
賀田直治	朝鮮商工会議所会頭	第二・第三分科との兼務
韓相龍	中枢院参議 朝鮮生命保険株式会社長	第二分科との兼務
谷多喜磨	朝鮮信託株式会社長	第二分科との兼務
津田信吾	鐘淵紡績株式会社長	第二分科との兼務
野口遵	朝鮮窒素肥料株式会社長	第二・第三分科との兼務
松本誠	朝鮮金融組合聯合長	第二分科との兼務
玄俊鎬	中枢院参議 湖南銀行頭取	第二分科との兼務
小林采男	小林鉱業株式会社長	第二分科との兼務
有賀光豊	貴族院議員 日本高周波重工業株式会社長	第二分科との兼務
横山勇	企画院部長	青木一男（企画院次長）代理、 第二・第三分科との兼務
湯村辰二郎	朝鮮総督府農林局長	第二分科との兼務
水田直昌	朝鮮総督府財務局長	第二・第三分科との兼務
十河信二	興中公司取締役社長	欠席
平生鉢三郎	貴族院議員 寺内部隊特務部顧問	欠席

【出典】

朝鮮総督府（1938d, pp. 56–57, 183–190）より作成。

## 2) 露呈する日本（人）への不信感と施政の矛盾

会議録をみる限り、「内鮮一体」を唱えれば唱えるほど露呈するのが、それを容易に実現させない現状であった。なかでも、議題に上らざるをえなかったのは日本人に対する不信感の問題であった。李升雨（朝鮮総督府中枢院参議）は、「内鮮一体、内鮮一体ト朝鮮人ダケガ申シテモ内地ノ方々ガ「才前ハ日本臣民デナイ」ト申シマシタナラバ、「イヤ私ハ日本人デス」ト申シテモ通ラナイ。サウナルト、自分ハ日本人ニナリタイト思ツテ一生懸命ニヤツテキテモ、日本ノ方々ガ、才前ハ日本人デナイトイヘバ、エー自分ハ勝手ニスルノダトイフコトニナツテ来ルノデアリマス」という（朝鮮総督府, 1938d, p. 77, 以下、同文献からの引用はページ数のみを示す）。その背後には、とくに「内地ニ於ケル内地人」の一部には、「朝鮮ハ植民地」で、「内鮮一体トイツテモソレハ実行不可能ナコト」であり、「内鮮一体ノ精神ハ、理想ハ非常ニイハノデアルガ、コレヲヤルト、朝鮮人達ガ権利ヲ主張シテ内地人ト同ジヤウニシテクレトイツテ困ル。カウナレバ我々ガ朝鮮ニ居レナクナルトイ

ツテ反対シテキル人モアリマス」という認識によるものであった(pp. 76-77)。これと似た議論を賀田直治(朝鮮商工会議所会頭)もおこなっている。賀田は、「内鮮一体ハ朝鮮バカリ言フノデハ」なく、「内地側カラ是非共内鮮一体デナケレバナラヌトイフ調子ニナ」らなければならないという(p. 50)。ただし、李の「内鮮一体」が「内地ト同ジ程度ニ於テナサレル」(p. 76)と平等主義に基づくのに対し、賀田の場合は朝鮮の産業政策の「成長」のため、「内地ノ方々ガ続々ト朝鮮ニ事業ヲ進出シ、又ハ技術、資金ノ援助、物資ヲ援助シテ、朝鮮ヲ片輪デナイヤウニヤツテ頂クコトガ、朝鮮ノ為バカリデナク、内地ノ為、帝國全般ノ為デアル」(p. 50)と直前で発言しており、あくまで日本人の進出のための便宜としてとらえられていることがわかる。当然、日本人の進出に対しても朝鮮人には不満があった。玄俊鎬(中枢院参議、湖南銀行頭取)は、朝鮮に在住する「内地人」の多くは、「金ヲ貯メレバ、成功スレバ、朝鮮ヲ弊履ノ如ク捨テ、内地ニ去ル人が多々アル」と不満を述べるのである(p. 104)。このように「内鮮一体」の実現をめぐって、日本人がそれをむしろ阻んでいるという認識が表明されること、それぞれの発言の持つ性格の微妙な差異は措くとしても、注目する必要があるだろう。朝鮮人の日本人に対する不信感からもその困難さがうかがえるのである。では、日本人のほうで意識が変えられるのかというと、それも容易ではなかった。この会議ではしばしば朝鮮人の「内地」渡航上の制限(渡航証明制度)撤廃が提起される。それに対し、下村宏(貴族院議員)は「内地ヂヤ鮮人ノ悪イ方ノ顔バカリガ我々ニ触レル。イクラ制限シテモ密航ハシテ来ル」(p. 96)と発言するなど、朝鮮人に対する不信感が先に立つため、日本人のほうからの「内鮮一体」の実現というのはかなり困難であったとみなければならない。

そもそも朝鮮人は朝鮮総督府の施政に対しても不信感を抱いていた。例えば、総督府は増米計画を打ち立てたが(1940年より実施)、これに対し、韓相龍(中枢院参議、朝鮮生命保険会社社長)は総会で、「丁度折柄支那事變ノ最中デアリマスカラ米ノ増産ヲサセルンダ、斯ウイフ風ニ民間ガ誤解ヲシマシテ、一旦時局ガ済ミマシタナラバ、或ハ昭和七年ノ問題ガ再び出ヤセンカ、斯ウイフ風ニ誤解サレル」(p. 34)と述べる。つまり、昭和恐慌対策(内地への米の移出をストップしたことにより朝鮮内に米がダブつき、米価が暴落した)の記憶ゆえに、「民間」では不信感を抱いているのである。また、支配権力側の社会把握に対する甘さを、李升雨が「ミンナ各人毎ニ、ワラジヲ一足ヅツモツテヲリマス。総督ガオ見エニナルト、ゴム靴ヲ捨テ、ワラジ履キデ出迎ヘスル、総督ガ帰ルト、マタモトノ通リニブラ提ゲテ行キマス。カウイフコトガアリマス。[……] カウイフコトハ、ソレハドウモ本府当局ノカタガタハ御承知デナイダラウト思ヒマス。視察ニオイデニナリマシテ「大分ワラジガ普及サレマシタ」ト報告ニ上ルダラウト思ヒマス」(p. 149)と皮肉を込めて指摘しているのは興味深い。いうまでもなく支配権力と末端社会との間の意思疎通の不在を物語っている。このような相容れなさを、天皇制への支持を卑屈なまでに表明しながら、民族の壁として語ったのが崔麟(毎日新報社社長)であった。崔は「ドコマ

デモ動カナイ中心ヲモツテ發展シテ、結合サレテ來タ民族ハ大和民族デアル」「併シ朝鮮民族トカ或ハ漢民族トイフノハ、サウイフ中心カラ成ツテ來タモノデナイ」とし、「國体明徵」トイフコトハ、重要ナ問題デアルケレドモ」「文化ノ違ヒトイフモノハ、ナカナカ強イモノデアリマス」という(p. 72)。そこで例示する文化というのが、朝鮮女性は夏でも足袋を履くが、「今ハ非常時デアルカラ自由主義ハイカントイフテ」下駄を強制的に履かせたところ、履き方がわからず緒が切れたり、下駄そのものが割れたりしてしまうという、きわめて日常的な事例であった(pp. 72-73)。崔は「人間トシテ生活上ノ慣習トイフソレハ大キク申シマスレバ文化ト申シマセウーサウイフコトガ非常ニ力ヲ一強イカラモツテヲルノデアリマス」と言い、「朝鮮人ガ、今マデ生活ノ上カラ持ツテ來タ文化ノ違ヒ」の問題がきわめて重要だというのである(p. 73)。このような日常の文化的差異に「民族性」の差異の根幹をみてとり、さらに「内鮮一体」の困難さを示唆するのである。また、玄俊鎬は「朝鮮ノ一般ノ民ハ精神ノ確立ガナイ」としつつも、「生活自体が解決サレレバ」「内鮮一体」の徹底は強化されるという(p. 103)。しかし、体位(体格・健康状態)の改善、保健・医療施設の整備、衛生の整備、農村振興などがいまだに議論されざるをえなかつた([表1])ところに、「生活自体」の「解決」がいまだなされていないことが暴露される。このような状態で「内鮮一体」をいうことは、それがいくら目標であるとはいえ、朝鮮人にとっては現状の不備を浮き立たせるスローガンに過ぎなかつた。

朝鮮人の施政に対する不満の根幹はやはり差別的待遇の問題であった。とりわけ、答申案を作成するにあたり大きくもめたのが、朝鮮人(おもに官吏)の待遇改善の問題であった。これは朝鮮人官吏の高等官への登用いかんや、「内地人」に対する加俸の撤廃可否という問題が具体的に言及された。この待遇問題は、答申案の作成において紛糾した点でもあった。これは、「国民精神総動員運動ノ徹底」のなかの一項目として「各社会層ニ於ケル内鮮人間ノ待遇ノ差異ニ付テモ内鮮一体ノ強化徹底ニ伴ヒ次第二制度其ノ他ノ實際上ノ取扱モ改廃セラルベキモノナルコトヲ明ニスルコト」(朝鮮總督府, 1938b, p. 5)とされていたものを、小委員会で項目を上位項目へと独立させ、「各社会層ニ於ケル内鮮人間ノ待遇ノ差異ニツイテモ、内鮮一体ノ強化徹底ニ伴ヒ次第二制度ソノ他實際上ノ取扱ヒヲ改廃スルコトニシテ研究スルコト」(p. 172)と改めたのだが、この最後の「研究スルコト」の表現に対し、李升雨や李基燦(中枢院參議)から反発が出た。李升雨は「原案」(=試案)のほうが少しトーンが強く「非常ニヲカシク思ハレ」たが、「ソレガ強イカラトイフコトデコレヲ訂シテ、研究スルトイフコトナラバ、コレハ朝鮮人トシテハ内鮮一体ノ問題ソレ自体、全部没却サレルンヂヤナイカト、カウイフ風ニ考ヘテヲリマス」(p. 173)とし、李基燦は、「今更研究スル問題ヂヤナイトイフ風ニ考ヘ」とし、「文字ハドンナニ変ヘテモ一ナルベク改廃スルコトニ努メルトカ或ハ、サウイフ風ニ進ムトカ……研究トイフ文字ハ甚ダ一般ノ氣分ヲ悪クシマス」(p. 175)と述べる。結局、この項目に関しては文言も位置も当初の試案通りになつた(朝鮮總督府, 1938e, p. 3)。

ここまでみてきた内容からは、「内鮮一体」を現実的に阻む朝鮮内的要因について言及してきた。次には、「内地」—朝鮮—満洲の連関のなかで浮かび上がるさまざまな矛盾に對して、同じく調査会の会議録のなかから確認してみたい。

### 3) 「内地」と満洲国のはざまで

「内鮮一体」を強調する際に、常に「鮮満一如」という問題、つまり朝鮮・満洲国關係、あるいは満洲国内の朝鮮人の扱いとの整合性という問題がついて回ることになった。初日の総会で多田栄吉（国境毎日新聞社社長）は、在満朝鮮人子弟の教育について、以下のように述べる。満洲国に管理を委譲された401校につき、現在は満州国の教育令の下に教育を受けているが、「新附ノ同胞ニ対シテ心底カラ國体觀念ヲ強ク養」うために、満鉄附属地にある1,400校と同様、「朝鮮教育令ノ下ニ等シク我々同胞トシテノ教育ヲ受ケサセテ頂キタイ」と述べる（pp. 31-32）。これは属人主義に基づく学校管理のあり方を示したものだが、一方で朝鮮人教育においては、満洲国内での一貫性の欠如を引き起こすだけでなく、満洲国の独立性を脅かすことにもつながりかねない発言である。これこそ、朝鮮人支配の一元化が引き起こしうる矛盾であった。

満洲国の「民族協和」と朝鮮の「内鮮一体」は他のレベルでも矛盾の可能性が予感されていた。片倉衷（関東軍参謀）が、「世上一分ニ於テ流布セラレテヲル内鮮一体策ト満洲ニ於ケル民族協和政策トハ背馳スルモノデアルトカ、或ハ矛盾スルモノデアルトイフ方面ハ、政治的ノ環境、民族習慣、歴史カラ來ル民族性ヲ有ツタ問題トハ自ラソコニ別個ナ問題ガアリマス」（p. 40）と述べているのが、まさにその矛盾を示唆するものである。片倉はさらに、「ソノ根本趣旨ニ於キマシテハ、今申シマシタヤウニ当地ニ於カレマスル總督閣下ノ御方針デアル皇國臣民化運動ト、満洲ノ民族協和運動トハ毫末モ背馳シナイ訳デアリマスケレドモ、コレヲ具現致シマス政治的或ハ社会的問題ノ取扱ヒニツイテハ、マタ自ラソコニ独自ノ觀念ト觀察ヲ生ジ、具現上異ニ致シマスルモノモ生ジテ來ルノデアリマス」（p. 62）と述べ、両者は矛盾しないものの、実際には差異が生じていることを認めている。満洲国当局としては、教育、満洲国軍、協和会の朝鮮人分会結成などの面において、「朝鮮ノ所謂内鮮一体ノ政治的、社会的或ハソノ他ノ關係ニ比シマシテ、イロイロ違ヒハアリマスガ、斯クスルコトガ、結局、朝鮮人ノタメデアリ、斯クスルコトガ内鮮一体ヲ強化スル所以デアル」（p. 65）と述べ、「民族協和」と「内鮮一体」を止揚することが可能だとするも、一貫性のなさは残存したままである。そして、これは満洲国と朝鮮の關係のみでなく、「内地」との間でも顕在化した問題であった。最終日の総会で、土師盛貞（朝鮮放送協会長）は、「内鮮一体」を「内鮮ノ接觸ノ問題」ととらえ、「内鮮ノ接觸ハ朝鮮ノ外ニ幾ツカノプロツクガアルノデアリマシテ、コレラノ各プロツクニ於ケル対朝鮮人ノ措置トシテハ、帝国ノ国策トシテ各地一貫シタル方針ニ拠ツテヤツテキルカドウカトイフト、相当疑問ガアルノデハナイカト思ヒマス」（p. 549）と述べる。その事例として朝鮮人參政権の

有無と義務教育制の問題を挙げる。前者については、「然ラバ内地ニ於ケル朝鮮人ノ方ガ朝鮮ニ於ケル朝鮮人ヨリモ富力、智識程度等ニ於テ一般的ニ優レテヲルカトイフト内地ニモ勿論立派ナ人ガアリマスケレドモ、数ノ上カラ申シタナラバ朝鮮ノ方ガ有識者ハ多イト言フベキデアリマス。[……] 斯ウシテ見ルト智力、富力等ノ点ニ於テ必ズシモ優越シテモヰナイ内地在住者ノ方ニハ各種ノ選挙権被選挙権ガアルニ反シ朝鮮ニ於テハ之ヲ欠クルモノガアルトイフノハ、普通ニ言ハレル所ノ未ダ文化モ教育モ進ンデヰナイカラトイフ理由ダケデハ到底説明ノツカナイ筋合ノ現象デハナイカト思ヒマス」(p. 550) と矛盾を暴露してしまっている。後者についても、「内地」の朝鮮人は義務教育のもと、初等教育の就学率は大阪市で8割、福岡県などで6割と朝鮮よりも進んでいるが、「然ラバ内地ニヲル朝鮮ノ子弟ガ富力ナリ智識程度ナリデ進ンダ家庭カトイフトコレ亦必ズシモサウデハイ」(同上) とやはり指摘する。もっとも一方で、朝鮮よりも「内地」のほうが不利益に扱われる例もあるとするが(pp. 550-551)、これについては具体例を挙げていない。また、満洲についても詳述はしていないが、「満洲国ハ帝国ノ領域外トハ申シナガラ、帝国ノ官憲ノ有力ナ指導ノ下ニ行政ガ行ハレテヲル地域デアリマスガ、コニ於ケル朝鮮人対策ハコレ亦必ズシモ朝鮮内ニ於ケルモノト一致シテヲランヤウニ見受ケラレル」とし、移住朝鮮人に対する政策の時代ごとの一貫性のなさや朝鮮との不一致を挙げている(p. 551)。そして、このような状態では、「本土タル朝鮮ニ於テ如何ニ内鮮一体ナドトイフコトニ頭ヲ使ハレ尽力サレマシテモ、完全ナ効果ヲ期シ難イコトニナル虞レガ頗ル大キイノデアリマス」(同上) と述べるのである。挙げている事例が異なるものの、先の片倉が「内鮮一体」には問題ないと強弁するのに対し、土師は完全に「内鮮一体」の障害ととらえていたことがわかる。

さて、土師の発言にみられる移住朝鮮人対策を例に、もう少し掘り下げるなら、この点は、朝鮮農民の生活保障という問題と直結して、たびたびやり取りがおこなわれた。総督府にとっても人口過密状態のため「農村耕地ノ獲得トイフトコロニ相当ニ困難ナ地方ガアル」現状を開拓するためのものとして移民問題が位置づけられていたことが、湯村辰二郎(朝鮮総督府農林局長)の答弁からもわかり(pp. 139-140)、それも農村振興の一環として位置づけられていた。このような政策意図のもと、1936年から満洲移住奨励政策がおこなわれていたのだが、大蔵公望(貴族院議員)は、「満洲ナリ、マタ北支方面ニ於イテ、不良ノ朝鮮人が多数ヲツテ」、「カウイフ沢山ノ不良ノ人々ガ向ウニ行ツテヲリマスト到底朝鮮ノ人ニ対シテ向ウニヲル満洲人等ガ好感ヲモツハズガナイト思フ」(p. 100) と述べ、先述の通り、下村宏が「内地」に来る朝鮮人に対してみせたのと同様の朝鮮人観を披露する。このようなイメージに対し、朴重陽(中枢院参議)は「アツチ、コツチ、至ル所、朝鮮人ニ対スル香バシクナイ声ヲ耳ニスル度ニ困ラサレテ居ツタヤウナ状態デア」るが、「幾分ノ同情ヲ以テコレヲ見ルノデアツタナラバ、必ズシモ彼等ガ悪イ者ニナツテシマフヤウナコトハナ」い。ただ、「彼等ガ満洲ニ亘ツテ、悪イ評判ヲ買フシテモコレハ当然デ」、そ

これは「自分ノ国デ、自ノ郷里デ食フコトガ出来ンカラ、自分ノ村デ生活スルヨリ満洲ニ行ツテ来ヨウトイフヤウナ、人間ガ全部デア」る、「要スルニ、生活ノ道ヲ求メテ鴨緑江ヲ渡ツテ満洲国ニ行ツタ」のであって、「決シテ先天的ニ悪イ人デハナイ」と朝鮮人を弁護するのである (pp. 114-115)。しかし、これは単なる弁護にはとどまらず、朝鮮内で生活ができない現状にしている総督府の施政に対する批判の意味も同時に込められたのではなかっただろうか。朴は、「今日ノ朝鮮農村ハ人間ガ多クシテ一人多クシテ土地ガ少イ土地ガ少トイフヨリモ、中ニハ、耕作シヨウト思ツテモ耕作地ヲ求メルコトガ出来ヌトイフノガ実際ノ状況デア」とし (p. 147), 「農村民ヲ、或ハ内地、或ハ満洲、或ハ支那トイフヤウナ方面ニモツテ行ツテ、サウシテ、朝鮮農村ノ緩和ヲ図ラナケリヤナラヌトイフコトガ根本問題デアルバカリデナク、ミンナ真面目ニ、サウ観テキマス」 (p. 148) と位置づけるも、

朝鮮農民ガ、仕事ノ途ヲ求メテ内地ニ行カウトシテモ出来ナイ。マタ、満洲ニ渡ラウトシテモ満洲ノ方ニ制限サレ—今少シヨクナツテヲルヤウデス—総督府ハ、朝鮮農民ヲドウスルカトイフコトデス。大キイ問題デスヨ。朝鮮農民ヲ、ドウスルカトイフコトデス。ソノマヽホツテオイテ殺シテ、シマフトイウコト、死ンデモ宜シイカトイフコトニナル、ソコニ於テ、サウイフ根本問題ヲ研究シソノ根本問題ヲ解決シサウシテ農村ニ剩ルトコロノ朝鮮農民ヲ、ドツカニモツテ行ツテ、朝鮮農村ノ緩和ヲ図ツテハジメテ出来ル、サウイフ根本問題ヲ忘レテヲツテハ、大シタ成績ヲ挙ゲルコトハ出来ナイ (pp. 148-149)

と述べる。その背景には、「等シク日本人デアリ乍ラ、自分ノ国内ヲ自由ニ往来スルコトガ出来ヌ理屈ガアルカ」という「当然スギル不平」 (p. 148) を前提にしたものであった。「内地」渡航、満洲国への移住にともなう規制と、どちらに行っても「不良」とみなされ差別される構造、これらの間で「内鮮一体」や「鮮満一如」がいわれているわけだが、施政に対する朝鮮人の不満は解消するはずはなかった。そして、「内地」—朝鮮—満洲の連関のなかで、それぞれの「ブロック」間で朝鮮人政策は一貫性を欠き、「内鮮一体」を唱えた瞬間、袋小路に入り込む予感がこの時点で明るみになったというのが、この調査会の性格ではなかっただろうか。

## II 朝鮮軍の認識—「内鮮一体」論をめぐるリアリティー

### 1) 兵力資源としての朝鮮人動員とその資格・条件

戦局の拡大という状況と直接かかわるのは、やはり軍の動向であろう。とりわけ朝鮮軍は朝鮮人の兵力動員という課題からも「内鮮一体」の必要性を強く感じていた。陸軍志

願兵制は 1938 年 2 月に導入され、それとセットで翌月に朝鮮教育令の改正がおこなわれ（第三次朝鮮教育令），学校制度が「内地」と一本化されたのであった。先にみた時局対策調査会の準備も同時期に開始されている。しかし、志願兵制の導入の検討は日中戦争開戦以前の 1932 年以来、つまり満洲事変以後からおこなわれてきている（久納，1937，p. 1）。1937 年 6 月に朝鮮軍司令部が作成した「（極秘）朝鮮人志願兵制度ニ関スル意見」は、兵役問題と朝鮮の現状に対する認識と課題について、「半島民心趨向ノ善導ハ現下ニ於ケル重要焦眉ノ大問題タルヲ失ハス」とするも、「滔々トシテ隱然底流スル朝鮮民族ノ反撫、自棄的思想ノ嚴存ヲ看取スルトキ、吾人任ヲ朝鮮ノ防衛ニ承クルモノ断シテ晏如タル能ハサルモノアリ」とする。そして、「朝鮮民族ヲシテ可及的速ニ皇國臣民トシテ皇謨ヲ扶翼シ奉ル精神的存在タラシムルノ一事ニ帰ス」るもの、「单二人的資源ノ補足ヲ理拠トナシ、甚タシキハ鮮人平等権獲得熱ニ迎合セントスルカ如キ浅薄ナル御都合主義ニ墮スルカ如キハ断シテ採ラサル所ナリ」としているところも重要である（朝鮮軍司令部，1937，pp. 3-4）。もっとも、「半島民心趨向ノ善導」を期すとはいえ、一方で、「在鮮内地人ヲシテ宜シク朝鮮ヲ以テ墳墓ノ地トナスノ決意ト飽ク迄モ皇國精神ヲ堅持スル「朝鮮人」タルノ雅量ヲ把持セシメサルヘカラス」と述べ、「独リ朝鮮人ノミヲ日本人タラシメントスルカ如キハ畢竟片務的処置タルノ譏ヲ免レス」としている（同上，p. 5）。その背景には、「現下鮮人有識者ハ固ヨリ一般農民ニ至ル迄半島在住内地人ヲ目シテ一ノ腰掛的出稼者トナシ衷心ヨリ進ンテ融合和楽ノ途ニ就カシコトヲ庶幾セサル現状ヲ打開一掃スルコト至難ニシテ内鮮一如ノ実現亦百年河清ヲ待ツニ等シキノ憾ナキ能ハサルナリ」（同）という現実認識があったからであった。朝鮮軍は 1937 年 6 月の時点で「半島民心趨向ノ善導」は容易ならざるものと認識しており、「即チ此際朝鮮教學ノ施設ヲ断乎改善スル場合ニ於テモ向後五十年ニシテ朝鮮ノ皇魂教育始メテ軌道ニ乗リ得ルモノト考定セサルヘカラス然レトモ此五十年ハ教育行政ノ運用ニヨリ半減否更ニ短縮シテ十五年乃至二十年間ニ其目的ヲ達成シ得ル如ク努力セサルヘカラス」（同上，p. 6）と述べ、とても「現下ニ於ケル重要焦眉ノ大問題」に対応できる状況ではなかったのである。また、「鮮人平等権獲得熱ニ迎合セントスルカ如キ浅薄ナル御都合主義ニ墮スルカ如キハ断シテ採ラサル所ナリ」というものの、朝鮮人入隊後は「内鮮一律平等タラシムルヲ以テ其根本方針トナササルヘカラス」（同上，p. 9）という。朝鮮人志願兵の教育程度は「内地人ノ教育程度ト略均衡ヲ得シムルヲ要ス」（同上，p. 10）とし、「朝鮮人児童全部ノ就学ヲ目途トシ小学校ヲ整備スルコト」（同上，p. 2）としている。ここで重要なのは、「朝鮮人児童全部ノ就学」を目標としたとき、当然想定されるのは義務教育制であった。事実、1937 年 11 月の朝参密第 713 号「（秘）朝鮮人志願兵問題ニ関スル件回答」（朝鮮軍參謀長久納誠一発、陸軍次官梅津美治郎宛）では、「朝鮮人児童全部ノ就学ヲ目途トシテ小学校ヲ整備シ漸次義務教育制度ヲ採用スルコト」と義務教育制の実施が明示されており、前述の「（極秘）朝鮮人志願兵制度ニ関スル意見」も別冊として添付され、陸軍次官宛て送付されていた。

さて、このような認識の延長線上で、先にみた朝鮮総督府時局対策調査会の会議を位置づけてみるとどうなるだろうか。諮問答申書をみる限りでは、「志願兵制度ノ実施ガ朝鮮民心ニ与ヘタル影響ニ鑑ミ本制度ノ精神ヲ普及徹底セシメ益国家觀念ノ啓培ニ資スル如ク措置スルコト」（朝鮮総督府、1938e, p. 6）としか書かれておらず、答申案試案の段階からなんら文言に変更は加えられていない（朝鮮総督府、1938b, p. 9）。そこで会議に先立つて作成された『朝鮮総督府時局対策調査会諮問案参考書（内鮮一体ノ強化徹底ニ關スル件）』（1938年）をみると、実施の状況については、実施前より「一般朝鮮人ノ銃後ノ活動活潑トナリ一部青年間ニ熱烈ナル從軍志願者頻出シ」、前年末以降「愛國的熱情愈々昂マリ一般民衆ノ国防献金、出征兵士歓送迎、出征兵士遺家族ニ対スル慰問援助等ノ運動ニ於テ未ダ嘗ツテ見ザル赤誠披瀝サラレ愛國ノ至情ニ関シ或ハ内鮮一体ノ精神ニ關シ至ル所感激ノ情景展開セラレタル実情」と説明され（朝鮮総督府、1938c, p. 49），実施後については「本制度ノ実現ニ依リ全鮮挙ゲテ歓喜シ動向諸方面ニ亘リ極メテ好結果ヲ齎シツツアルモ極ク少數ノ一部ノ者ノ特異ノ言動ニ付調査スルニ内鮮人共時尚早ノ声アルモ何レモ偏狭ナル見解ニ基クモノニシテ大勢ニ圧倒セラレテ何等表面ニ出ヅルモノナク問題トスルニ足ラザル状況ナリ」とされる（同上, pp. 51-52）。全体として志願兵制度を歓迎し、朝鮮人の愛国熱を強調する文脈で語られているが、朝鮮軍サイドで憂慮されていたのはまぎれもなく「極ク少數ノ一部ノ者ノ特異ノ言動」のほうであっただろう。その意味では朝鮮軍内部での憂慮はほとんど伏せられた状態で会議に付されたと考えることができる。会議録をみても、志願兵制度そのものに対してそれほど議論された形跡がみられない。

宮田節子も明らかにしているとおり、志願兵への応募者は多くが貧しい農民であり、学歴も低く、生計を立てるための手段として応募したというものであった（宮田、1985, pp. 69-70）。1938年の志願者240名のうち、8割弱の190名が6年制公立普通学校卒業ないしは同等程度であった（朝鮮総督府、1938c, p. 57）。また、職業別では農業が115名（約48%）と最も多かった（同上, p. 58）。とても「朝鮮ノ皇魂教育」の成果をすぐに期待できる状況ではなかったのである。

1938年11月、朝鮮軍司令部は「朝鮮軍諸施設希望要綱」（以下、「要綱」）を作成するが、翌月朝鮮軍参謀長名義で陸軍次官東条英機宛てに送付される。このとき、この文書に添付される形で調査会の諮問答申書が送付されている（北野、1938a；同、1938b）。「要綱」では「人口二千三百万内地人ノ三分ノ一ニ達スル此ノ大ナル人的資源ヲ徒ニ死滅スルハ果シテ如何今ヤ文化逐次向上シ見識アリ活動力アル人物続生シツツアリ [...] 宜シク宇内ノ大勢圈外雄飛ノ要ヲ注入シ内地人ト共ニ東亞大陸ニ活歩セシムル如ク施策シ大陸經營ノ為鮮外ニ在ル鮮人ト鮮内ニ在ル鮮人トノ比ヲ日本本土外ニ在ル内地人ト国内内地人トノ比ニ等シカラシムル如ク指導スルコト肝要ナリ」（朝鮮軍司令部、1938, pp. 18-19）と「人的資源」としての朝鮮人の利用に関する認識が示されている。ここで重要なのは、朝鮮人の徴兵問題に言及がある点である。以下、やや長いが、朝鮮人徴兵の必要性に対する認識の部分を

引用してみたい。

学者ノ説ニ依レハ日本人口ハ漸次遞減ノ徵候アリ而モ文化ノ發達産業ノ拡充ハ人口ノ都市集中ヲ促進シ体力逐次劣悪トナリツツアルハ現実ニ帝国力迦リツツアル状態ト言ハサルヘカラス一国ノ興隆ハ青年ノ意氣ニ在リ意氣アル青年ノ多寡ハ平戦両時一国活動ノ原動力タラスンハアラス

永ク東亜ノ經綸ヲ理想トシ企図セル帝国ハ今ヤ已ニ之ニ著手シ所謂非常時下ニ奮闘血闘中ナリ一度心氣遲緩シ中途挫折センカ九仞ノ功ヲ一キニ欠キ遂ニ復タ理想ノ彼岸ヲ眺ムルコトナカラン然リト雖モ広茫何千里数億ノ人口ヲ包含スル大事業亦難事ト言ハサルヘカラス滿洲建国五年已ニ優秀ナル國軍ヲ編成シ協力防衛ノ任ヲ遂行シツツアリ独リ朝鮮ニ在リテハ合邦三十年何等ノ見ルヘキモノナシ然リ而シテ人的資源ノ総動員統制ヲ叫ハルルニ当リ國軍ノ組成ト壯丁數トハ已ニ調和ヲ失ヒツツアル現況ニ於テハ已ニ朝鮮人兵役問題ノ可否ヲ論議スベキ時期ニ在ラス宜シク大局ヨリ一氣ニ之ヲ制定シ軍ノ需要ヲ満足セシメ國策遂行ニ遺憾ナカラシムルコト緊要ナリ（同上，pp. 30-31）

國軍を編成している滿洲國とは異なり、朝鮮では「合邦三十年」、何らの成果もないが、もはや「人的資源ノ総動員統制ヲ叫ハルルニ当リ」、朝鮮人兵役問題は一気に解決されるべきであるとするところに、緊急性の意識がうかがわれる。しかし、先の「(極秘) 朝鮮人志願兵ニ關スル意見」をみると「朝鮮ノ皇魂教育」は義務教育制も実施されていないなか、容易に達成しうるはずもなかった。「要綱」でも教育程度と見通しについては触れられているが、「教育度ニ關シテハ適確ノ標準ヲ求ムルコト困難ナル」としつつ、就学率においては3割から6割へ（1942年）、そして義務教育（1950年）へという見通しを立て、「国語」（日本語）普及率については、現状は全人口約2千万人に対して約1割程度、適齢期としてはさらにその2割前後=約40,000人と推算する。そして、合格率60%と仮定して、約24,000人が徵集可能という試算を出している（同上，p. 31）。普及率を200万人程度として見積もっているのは、おそらく調査会の諮問案参考書の数字（「普通会話ニ差支ナキ者」1,196,350人、1937年末）（朝鮮總督府、1938c, p. 45）を根拠にしているものと思われ、その意味では調査会の成果は朝鮮軍内部でも検討され、「要綱」に反映されたと推測される<sup>2)</sup>。

ただし、「而シテ國語ヲ解スル者ノミ徵兵セラルモノトセハ爾他ニ及ホ斯影響大ナル

2) もっとも、「参考書」では「国語ノ会話ニ差支ナキ者ノ数ハ総人口ノ六分強ニ相当」するとしているが（朝鮮總督府、1938c, p. 44），これは総人口の実数を基にした厳密な計算結果と思われる、朝鮮軍司令部の約1割という数字は総人口を概算したために出てきた数値であり、多少の誤差はあるが、数度の算定根拠には利用者の差はほとんど差がない。

モノアルヲ以テ解セサルモノト雖相当ノモノヲ徵兵スルノ制度ヲ適當トス」（朝鮮軍司令部, 1938, p. 31）とすることで「国語」理解度＝「皇民化」度という重要な基準を放棄してしまっていることに注意したい。とりわけ、「郷土防衛ニ協力スヘキ」「防空部隊」と「国軍ヲ補備補強スヘキ」「輜重兵特務兵」への充当が急がれるとする（同上, pp. 31-32）。また、徵兵制の施行に失敗しても、「輜重兵特務兵」、「全自動車手」、「高射砲手」、「防空監視隊要員」に「国語」を理解する志願者を採用すべきで、さらに「要スレハ歩兵隊ニ編入シ四ヶ月教育ノ后支那大陸守備ニ充当ス」とも述べている（同上, pp. 33-34）。

## 2) 義務・権利問題のイシュー化

しかし、志願兵・徵兵問題を解決する際、常に考慮せざるをえないのは朝鮮人の権利・義務に関する問題の解決である。とくに徵兵を義務としてとらえた場合に、朝鮮人の「平等権獲得熱」を意識せざるをえないほど、それと引き換えに与えるべき権利の問題が浮上してくるのである。「要綱」はこの点に関し踏み込んでおり、兵役法・国籍離脱（国籍法）、判検事特別任用・総督府文官特別任用・道長官等特別任用・在勤加俸・宿舎料・恩給加算などにおける差別を列挙し（同上, p. 32），なかでも「国籍法及之ニ関聯スル法令ハ速ニ之カ実現ヲ要ス」（同上, p. 33）として、総督府と朝鮮軍司令部との間で政務総監を委員長に、審議室主席事務官、地方課・警務課・学務課各課長、高級・次級参謀、御用掛、陸軍法務官を委員とする委員会の設置を構想する（同）。ここで重要なのは国籍法問題について直接意識されていたのは国籍離脱の可否であったことである。これがもし実現されたとするならば、徵兵制と引き換えに国籍離脱を促すような状況が生まれるということであり、そのことがさらなる矛盾を予感させるものであった。

さて、上でみてきた「(秘) 朝鮮人志願兵問題ニ關スル件回答」、「(極秘) 朝鮮人志願兵制度ニ關スル意見」、「要綱」の義務・権利問題の記述には参政権問題は明確に触れられていない。しかし、朝鮮軍サイドはそれがイシューになりうる、否実際になっていることを十分に認識していた。調査会でも議論されていただけでなく、朝鮮軍が目を光らせていた民族主義者・共産主義者の言説からもそれはうかがわれたし、実際に軍はそのような言論状況を把握していた。例えば、朝鮮軍参謀部『(秘) 昭和十三年後半期 朝鮮思想運動概況』（1939年2月）をみると、「支那事変後鮮人ノ愛國運動ハ内地人ニ比シ何等遜色ナシ為政者ハ此点ヲ考慮シ事変終息後ハ速ニ鮮人ニ参政権ヲ附与スヘキナリ」（辛泰嶽／民族主義者）（朝鮮軍参謀部, 1939=宮田編, 1991, p. 129）、「鮮人ノ志願兵制度ハ朝鮮ニ兵役法施行ノ前提ト見ルヘク斯クシテ鮮人ニ兵役義務ヲ負担セシムル以上ハ此機ニ乘シ一挙ニ参政権ヲ獲得セサルヘカラス」（金三民／共産主義者）（同上, p. 125）といった言辞を拾っており、朝鮮軍参謀部も共産主義者の言動に対するコメントとして「一部ニハ依然内鮮一体ノ施策ニ不満ヲ洩シ内鮮人差別ノ撤廃ヲ要望シ或ハ志願兵制度ヲ以テ兵役制度施行ノ前提ナリト速断シ一機ニ参政権ノ獲得ヲ云為シ〔……〕」（同）としていることからも、それら

の言動の意図するところはしっかりと把握していたのである。朝鮮軍參謀部としても「朝鮮ニ於ケル兵役法ノ完全ナル実施ヲ數十年後ニ想定シ之ニ至ル過渡的方法トシテノ志願兵制度ヲ採用スル」(久納, 1937, 「別冊第一」 p. 1) としていたのであるから、朝鮮人運動家の側も正確にその意図をとらえていたことになろう。志願兵制から一歩進んで「徵兵」を念頭に置いた段階であっても、それらの要求を軍は無視したことになる<sup>3)</sup>。

以上、実際の志願兵制度の状況と朝鮮軍の志願兵制度・徵兵制度に対する認識から、「内鮮一体」となる「皇民化」の実現可能性と、「内鮮一体」によって必然的に生じる権利付与の問題の解決の展望が不明確なまま、「内鮮一体」の強化が叫ばれる構造をみてとれるのではないだろうか。

### III 朝鮮知識人の「内鮮一体」論

次にいさか付け焼き刃になるが、朝鮮人による「内鮮一体」論の性格について簡単に触れておきたい。近年、朝鮮知識人の「内鮮一体」への呼応を「親日一抵抗（反日）」の二項対立の図式から逃れることを意図しつつ、「内的論理」に注目して語る研究が多数現れてきている（洪宗郁, 2011 etc.）。

朝鮮知識人の「内鮮一体」論も多様であった。緑旗連盟の津田剛は「内鮮一体」論を次の3種類に分類する。

- イ 内鮮一体とは朝鮮の人々が内地人の生活、思想に同化しそこに初めて眞の内鮮一体が生ずるとなすもの
- ロ 内鮮一体とは必ずしも朝鮮の人々が内地人の風俗習慣に同化しなくとも、日本国民として行動する事によってこゝに両者の一体感、一体性を見出さんとするもの
- ハ 内鮮一体とは内地人、朝鮮人両民族の協同によつて新日本を建設せんとし、内鮮一体をこの方面に發展せしめんとする（津田, 1937, p. 3）

このうち、イの類型に属する「徹底一体論」の立場をとったのが、玄永燮という知識人であった。彼の『朝鮮人の進むべき道』（1937年）は、「朝鮮人が日本人であり、日本人として生きる道以外に進むべき方向はあり得ない」（玄, 1937, 「序のことば」 p. 1）とし、「皇國臣民化」を到達目標としたとき、「国語」を常用し、朝鮮語を廃止せねばならないという過激なものであった（同上, p. 157）。朝鮮語廃止論は当局側によつても否定されるほ

3) 最終的に参政権の施行が難航したことは、当時の総督府高官の証言からも明らかである。「3参政権施行の経緯を語る一田中武雄小磯内閣書記官長ほか一」（宮田節子（解説・監修）（2000）所収）参照。

どであったが（「朝鮮語排斥不可—南総督の迷妄者に一針」『三千里』第10巻第8号、1938, p. 22），玄の意図は朝鮮人の待遇改善は「日本精神」の体現によってのみ解決されるべきものであるとまで断言するのである（玄、1937, p. 147）。

しかし、このような「徹底一体論」は「内鮮一体」論の主流ではなく、多くの場合、津田の指摘するハの類型に入る「協和的内鮮一体論」であった。1938年12月14日に京城府民館で開かれた「時局有志円卓会議」は「内鮮一体の具現化問題」をめぐって、複数の知識人が持論を展開するものであった（『三千里』新年号、1939）。ここには玄永燮も参加したが、転向社会主義者である印貞植、文学者の李光洙、元総督府官吏の李覚鍾など名だたる親日派知識人が出席していた<sup>4)</sup>。

各自の見解を要約してみると、「内鮮一体」をめぐる思惑にずれがあることがわかる。印貞植は「植民地としての朝鮮を完全に止揚し、朝鮮民族と大和民族を合して一つのより高級の概念をもった新日本民族へと統一することが出来る」とし、「新日本民族」のもと各民族が「協同」していこうというものであった（同上, pp. 40-41）。これは、「天皇中心の共存共楽の理想社会を建設」、「理想主義的立場から日本を把握し、その理想実現を高調することで捨身的立場でいく」こと（同上, p. 42）とする玄永燮の立場とは全く相容れない。

この他、李光洙は「内鮮一体となったのは、日韓合併当時からのことなのに、いま改めて「内鮮一体」を騒ぐようになったことについては、責任が内鮮双方にあると思います。つまり朝鮮人においては法律的には日本国民だが、内心では日本人でないという固執と民族観念があったため、内地人側では一視同仁の聖旨を無視して朝鮮と朝鮮人を植民地扱いしてきたことが、ここに来て、内鮮一体を改めて叫ぶことになった責任だと考えます」と批判するも、「朝鮮の言語文化等、このようなものは最後まで保存しなければならない」と述べる（同上, p. 43）。李覚鍾は、「内鮮一体の具現化というのは、一言でいえば畢竟総督政治の撤廃であります。これが前提となって憲法以下万般制度が日本内地におけると必ず等しく朝鮮に適用されるでしょう。[……] 要するに植民地扱いをしないということが内鮮一体の前提と内容になります。所謂植民地政治というのは近来、西洋思想の誤った模倣であり、眞の日本精神においてこのようなことは許されないので」（同上, p. 44）と述べる。二人の批判的言辞は、「内鮮一体」に平等主義を持ち出そうとするものであって、その意味では印貞植と通じるところがある一方、玄永燮とは全く異なる見解であったといえるだろう。もっとも、玄も平等の実現が「二十年後になるか又は五十年後になるか又は

4) 出席者は次のとおり（肩書きは史料に掲載されているとおり）。李光洙（前修養同友会員）、印貞植（前共産党員）、葛弘基（延禧専門学校教授）、朱耀翰（前修養同友会員）、李覚鍾（大東民友会顧問）、安浚（大東民友会理事長）、権忠一（思想報国聯盟幹事）、車載貞（大東民友会理事）、趙炳玉（前修養同友会員）、玄永燮（国民精神総動員聯盟幹事）、車相達（前修養同友会員）、尹亨植（前共産党員）、趙斗元（共産大学出身）、柳瀧基（朝鮮監理教本部総務）、河敬徳（延禧専門学校教授）、朱鍊（前共産党員）、金東日（大東一進会理事）。

百年後になるかは、一に我々の努力如何に掛つてゐる」とし、現実における可能性としては必ずしも高いとは考えていなかつたと思われ、のちに、「民族と民族との関係は自由なる友人同志の付き合ひの如き気儘なものではな」いとしており（天野、1941, p. 39）、民族間の壁や葛藤の存在についてはかなりシビアな見解を持っていたとみなければならぬ。

ここで、先にみた朝鮮総督府時局対策調査会の朝鮮人委員の発言について振り返ってみよう。その内容は、天皇制や「内鮮一体」の方針に同調しながら、実際にはそれを阻止する差別、民族性の壁、施政への不信を直接的・間接的に暴露するものであったといえる。上記の言論界の動向が朝鮮人の主体化をめぐる模索（あるいは挫折）であったとすれば、調査会の朝鮮人委員の発言は施政の「改善」に寄与して、朝鮮人の平等の獲得を模索する行為であったとみることもできる。

逆に、「内鮮一体」に懷疑的な言動についても触れておく必要があろう。朝鮮軍から監視されていた知識人のなかには、宋鎮禹のように「当局ハ時局ヲ利用シ盛ニ内鮮一体ノ顕揚ヲ唱ヘアルモ内鮮人間ノ差別的待遇ハ依然厳トシテ存続シアリスケテハ真ニ内鮮一体ハ精神的ニ破壊セラレ鮮人ノ民族的意識ハ益々昂揚スルニ至ルヘシ」（朝鮮軍参謀部、1939=宮田編、1991, p. 129）と批判的にとらえているものも相当数いたと思われる。「内鮮一体」に同調する、しないの違いはそれとして大きいが、一方で現存する差別の構造の打開の必要性を念頭に置いたことはいうまでもない。

そもそも、「内鮮一体」に呼応したからといって、当局側がそれに応えてくれるとは限らない。1936～1939年に総督府警務局長を務めた田中武雄は、戦後次のような回想をおこなっている。

[……] 朝鮮総督府に接近するような、いわゆる親日を売り物にするような者は、ろくな者ではないとまでは極限できないけれども、頼りにできない。必ずしも頼りにできない。それよりも、やっぱりその併合に反対して、それから井戸へはまって死んだ人の子供だとか、爵位をどうしても受けないということで拒絶した人の子供だとか親戚だとかいうような、この市井に蟠踞しておるそういう者とやっぱり意思を疎通しなきやだめということで、そういう方面にはかなり、やっぱり手は尽くしました。（宮田節子（解説・監修）、2000, p. 167）

当局側にあるこのような根本的な不信感を考えるなら、朝鮮知識人の「内鮮一体」への同意は、非常に空しいものであったといわざるをえない。

## おわりに

以上で述べてきたことを整理して、結びにかえたい。

第一次近衛声明後の戦局の長期化と、それにともなう総動員体制の朝鮮への導入を背景に、「内鮮一体」の強化が政策主体である朝鮮総督府の側で確認されざるをえなかつた。その確認がおこなわれたのは朝鮮総督府時局対策調査会の場であった。しかし、そこでは「内鮮一体」に向けた朝鮮人差別の克服、そして施政「改善」、「内地」や満洲国との政策的一貫性などの面において容易に解決しえざる問題群が明るみになつたのであつた。とくに義務教育制や参政権、「内地」への渡航規制の問題が、「内鮮一体」を難しくさせているとの認識も直接・間接的に表明されていた。

とくに、義務教育制と参政権の問題の存在は、これ以前からすでに施行されていた志願兵制度や将来的な徴兵制の施行可否に関して、朝鮮軍内部でも認識されていたことであり、権利・義務関係の調整を考えたときに朝鮮総督府や朝鮮軍側でジレンマを抱えさせるイシューでもあったと思われる。

一方、朝鮮知識人の「内鮮一体」論についても簡単に言及した。これは論者ごとに幅の広さがあるが、基本的に差別の撤廃と朝鮮人の主体化の可否をめぐる議論として展開されていたことが確認できた。そして、その議論の根幹となっている朝鮮人差別の存在という現状認識においては、「内鮮一体」を否定的にとらえる運動家とも認識を共有していたと思われる。

以上から、多声的な「内鮮一体」論の存在を確認した。そして、そこからは「内鮮一体」にかける期待や目標の違い、あるいは発話の戦略の違いを逆に読み取っていくことが可能であろう。しかし、全体を概観したときに、やはり差別の構造を生み出している張本人が「内鮮一体」を声高に掲げる朝鮮総督府や朝鮮軍であったことを考えるなら、「内鮮一体」を掲げれば掲げるほどその基盤を揺り動かすことにもなつたのではないだろうか。

以上の記述は言説の羅列に終わってしまったきらいがあるが、今後の課題を少し述べて稿を閉じることにしたい。まずは、朝鮮総督府時局対策調査会そのものの性格をもっと詳細に検討することであろう。とりわけそこに参加している人物の経歴や職位などを調査して、その会議が朝鮮のみならず「帝国」規模でどのような意味づけとして存在したのか、である。また、これと関連して第一分科会に多く配置されていた朝鮮人委員の発言の性格についてもより深く検討する必要があろう。とりわけ、崔麟や李基燦などかつて民族運動・自治運動に關係していたような人物の発言については、よりその性格を見極める必要がある。あとは、他の分科での議論の性格についてもきちんと追う必要があることはいうまでもない。また、統治者・被統治者側のリアリティの問題をもう少し掘り下げていく必要があろう。今回は朝鮮軍の志願兵制、徴兵制に関する認識を少し取り上げたが、より詳細に検討する必要がある。一方、言論界における朝鮮知識人の言説にも少しだけ言及したが、

これはさきほどの調査会内部での朝鮮人委員の発言とも合わせて、その性格についてより具体的に検討していく必要があろう。その意味では本稿はこれらの課題を探し出すための基礎的作業であるといえよう。

(みつい たかし・東京大学)

## 【参考文献】

(日本語)

- 天野道夫（玄永燮）（1941），「内鮮聯合か内鮮一体か」『内鮮一体』新年号
- 川北昭夫（1996），「一九三〇年代朝鮮の工業化論議」（河合和男・飛田雄一・水野直樹・宮嶋博史編『論集朝鮮近現代史—姜在彦先生古稀記念論文集—』明石書店）
- 北野憲造（朝鮮軍参謀長）（1938a），「朝鮮軍諸施設希望要綱送付ノ件通牒」（朝参機第 169 号，陸軍次官東条英機宛，JACAR（アジア歴史資料センター），Ref. C01004599300，昭和 14 年「密大日記」第 4 冊（防衛省防衛研究所））
- 北野憲造（朝鮮軍参謀長）（1938b），「朝鮮総督府時局対策調査会答申書送付ノ件」（朝参密第 1039 号，陸軍次官東条英機宛，JACAR（アジア歴史資料センター），Ref. C01004599300，昭和 14 年「密大日記」第 4 冊（防衛省防衛研究所））
- 久納誠一（朝鮮軍参謀長）（1937），「(秘) 朝鮮人志願兵問題ニ関スル件回答」（朝参密第 713 号，陸軍次官梅津美治郎宛，JACAR, C01004253900，昭和 12 年「密大日記」第 2 冊（防衛省防衛研究所））
- 趙景達（2008），『殖民地期朝鮮の知識人と民衆—殖民地近代性批判—』有志舎
- 朝鮮軍参謀部（1939），『昭和十三年後半期 朝鮮思想運動概況』（宮田節子編・解説（1991a）所収）
- 朝鮮軍司令部（1937），「(極秘) 朝鮮人志願兵制度ニ関スル意見」（朝参密第 354 号「朝鮮人志願兵制度ニ関スル意見具申」（朝鮮軍司令官小磯国昭発，陸軍大臣杉山元宛），JACAR, C01004599600，昭和 14 年「密大日記」第 4 冊（防衛省防衛研究所））
- 朝鮮軍司令部（1938），「軍事機密 朝鮮軍諸施設希望要綱」（JACAR, C01004599300，昭和 14 年「密大日記」第 4 冊（防衛省防衛研究所））
- 朝鮮総督府（1938a），『朝鮮総督府時局対策調査会報告事項』，京城：朝鮮総督府
- 朝鮮総督府（1938b），『朝鮮総督府時局対策調査会諮問答申案試案』，京城：朝鮮総督府
- 朝鮮総督府（1938c），『朝鮮総督府時局対策調査会諮問案参考書（内鮮一体ノ強化徹底ニ関スル件）』，京城：朝鮮総督府
- 朝鮮総督府（1938d），『朝鮮総督府時局対策調査会会議録』，京城：朝鮮総督府
- 朝鮮総督府（1938e），『朝鮮総督府時局対策調査会諮問答申書』，京城：朝鮮総督府
- 津田剛（1937），「内鮮一体論の勃興と我等の使命」『緑旗』第 2 卷第 11 号
- 並木真人（1997），「殖民地後半期朝鮮における民衆統合の一断面—ソウルの事例を中心に—」（武田幸男編『朝鮮社会の史的展開と東アジア』山川出版社）

並木真人（2006）、「「植民地公共性」と朝鮮社会—植民地期後半期を中心に—」（朴忠錫・渡辺浩編『文明』「開化」「平和」—日本と韓国—』慶應義塾大学出版会）

玄永燮（1937），『朝鮮人の進むべき道』京城：緑旗連盟

洪宗郁（2011），『戦時期朝鮮の転向者たち—帝国／植民地の統合と亀裂—』有志舎

宮田節子（1985），『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社

宮田節子（編・解説）（1991a），『十五年戦争極秘資料集 28 朝鮮思想運動概況』不二出版

宮田節子（1991b），「皇民化政策の構造」『朝鮮史研究会論文集』第29集

宮田節子（解説・監修）（2000），「未公開資料 朝鮮総督府関係者 録音記録（1）十五年戦争下の朝鮮統治」『東洋文化研究』第2号

#### （朝鮮語）

안자코 유카（2006），「조선총독부의 ‘총동원 체제’（1937～1945）형성 정책」고려대학교 박사 논문

이승렬（2001），「「산업정책과 통계자료」 해설」（민족문제연구소 편『日帝下 戰時体制期 政策史料叢書 72 産業政策과 統計資料 2』한국학술정보）

崔由利（1997），『日帝末期植民地支配政策研究』 서울：国学資料院

（付記）本稿は、中国現代史研究会2013年研究集会シンポジウムでの報告「揺らぐ「内鮮一体」像—日中戦争期朝鮮「皇民化」政策と知識人—」の内容が基になっている。しかし、執筆にあたり、副題を変更した。